

平成30年8月17日

第14回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 平成30年8月17日(金) 午後3時
2. 会 場 福島テルサ あぶくま
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆        5番 加藤 良子      6番 宍戸 忠一  
7番 渡邊 敏明      8番 加藤 功        9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 佐藤ミツエ   14番 渡邊 賢一    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一    20番 黒澤喜久夫   21番 齋藤 貴裕  
22番 宍戸 薫        23番 鈴木 顯典    24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      なし
6. 事務局の出席者  
事務局 長      石川 英弥  
庶務係 長      遠藤 彰          主 査      羽田 瑠美  
農地係 長      阿部 裕一        主 査      梅宮 央樹

### 議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第7号 現況確認証明願出について
- 第8号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日欠席の届出ありません。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第14回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

3番：柴山 栄重 委員、15番：尾形 寅昭 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日16時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(59件)】

合計59件、平成30年8月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地等の買受適格証明願出についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出2件で、市処分案件です。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求めると。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 区域番号1番、整理番号1番について、申請人は積極的に営農しており、経営面積・営農日数ともに買受適格証明の要件を満たしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求めると。)

議長	15番（発言を許可する。）
15番	区域番号5番、整理番号2番についてですが、申請人は同地区で農業を行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番及び2番についての2件、原案のとおり決定いたします。 次に議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	3ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転6件、賃借権設定4件、計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	区域番号1番、整理番号1番から3番までのご説明をいたします。整理番号1番は譲受人は前の議案でご説明した通りで、申請地は市街化区域の農地であります。周辺は宅地に囲まれており、周辺農地に影響を与える問題なしと区域協議会では判断いたしました。2番及び3番につきましては、新規農業経営の開始であります。会社を退職して、家族の協力を得て、隣接する畑に野菜を栽培するとの計画で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様の審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号4番から4ページ6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	区域番号2番、整理番号4番から6番までご説明申し上げます。4番につきましては、譲受人は高齢ではありますが、家族の協力を得られるため耕作可能、5番につきましては親戚間の譲り渡しで、譲渡人の営農が難しく、野菜を栽培することから周辺農地に影響を及ぼすことなく営農可能と判断しました、6番につきましては、譲渡人の耕作が難しく、譲受人が自宅付近で耕作可能であることから、周辺農地に影響なく、今回の申請については、いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	区域番号3番、整理番号7番についてですが、分家住宅への転用計画があり相続したものが、転用計画が白紙になり、農地を受人に所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	区域番号5番、整理番号8番について、議案1号、整理番号2番と関連案件で先ほどご説明した通り、区域協議会では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	整理番号9番、10番についてご説明をいたします。9番については、譲受人が福島市に帰郷し、ネギを中心とした野菜栽培を始める新規農業経営の開始で、将来イチゴも栽培したいとのことであります。10番については、親族間で以前から耕作していたところを正式に手続きをとるとのことで、いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕

議長	異議なしと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番についての10件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域の自己転用2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	区域番号5番、整理番号1番についてですが、土地改良のために2年間をかけての一時転用であり、農地と山林、雑種地を含めた造成敷地で、区域協議会では問題なしと判断したので、審議の程、よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号2番の1件でございますが、申請地は山手部分の遊休農地で、今回の転用で下の住宅地や周辺に支障はないとのことでしたので区域協議会では問題はないと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	6ページをお開きください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定2件、計4件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおり

です。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番及び2番、1番は社会福祉施設の敷地拡張で、農業振興地域の除外手続きを行っており、営農状況へ支障の恐れもなく、2番につきましても待機児童解消のために、認定こども園移設の敷地として、周辺農地に影響を及ぼすことなく、区域協議会の方ではいずれも問題ないということで判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 区域番号5番、整理番号3番についてご説明申し上げます。除染のための一時転用で、周辺農地の営農条件に支障なく、区域協議会の中では問題ないということでございましたので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号4番の件でございます。3種農地で周辺農地の営農に支障はないとして、区域協議会では許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件について、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

7ページをご覧ください。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務のため、一時転用した期間が変更となったことによる変更承認申請1件と、転用計画面積が変更となったことによる変更承認

申請1件の計2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 区域番号6番、整理番号1番についてご説明申し上げます。除染業務追加による工期の延長で、転用期間の半年間の延長は区域協議会では問題ないと判断しましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号2番についてご説明申し上げます。分家住宅敷地として転用申請した一部について、梨畑の一部を現状のまま農地として残すということで、転用面積の変更であります。区域協議会では問題ないと判断しましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件について原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

8ページをお開きください。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、当初計画していた事業地の一部を変更し、畑として利用するため、転用許可の一部取消について、申請者から願出のあったものです。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号1番についてご説明申し上げます。議案第5号、整理番号2番で説明しました通り、農地として分筆して残すとのことで、区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いたします。



議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第7号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。  
証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番についてご説明申し上げます。7月30日事務局と現地確認を行い申請地の農地が、昭和20年初めに建築した倉庫にかかっていることを確認しました。宅地内にあり区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 現況確認とは何を確認したのか。農地として確認したのか。宅地として確認したのか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 宅地の中に公簿の地目が農地である土地があり、申請地には昭和20年頃から倉庫があり宅地であることを確認しました。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 以前違反している場合、転用は認められない案件があったが、昭和27年以前であれば問題ないのか。

議長 事務局

農地係長 農地法施行前の場合、農地法の適用は受けません。農地法施行後、違反のあったものについてはこの限りではございません。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第7号現況確認証明願出について整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

〔異議なし。〕

議長 次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第8号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。

議長 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番について、7月30日に委員2名と事務局1名の3名で、現況確認をし、地目は田であります。山林化していることを確認いたしました。区域協議会では非農地と判断しましたので、みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、内容については「調査書」に記載のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番、3番について、山道を20分ほど歩いて現地調査を行い山林であると確認し、区域協議会でも非農地であると判断しました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第8号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書11ページ、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号3番、整理番号3番から6番の4件、区域番号4番、整理番号7番の1件、区域番号5番、整理番号8番の1件、以上8件について、記載内容の受理を行っております。

議長 議案書12ページ、報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理

について、区域番号4番、整理番号1番の1件、区域番号6番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の受理を行っております。

議案書13ページ、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から14ページ、8番までの8件、区域番号2番、整理番号9番から15ページ整理番号14番までの6件、区域番号3番、整理番号15番から16ページ、17番までの3件、区域番号5番、整理番号18番及び19番の2件、以上19件について記載内容の受理を行っております。

議案書17ページ、報告第4号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号6番、整理番号1番の1件について記載内容の受理を行っております。

議案書18ページ、報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号5番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の回答を行っております。

議案書19ページ、報告第6号農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件について、進達し裁定されたものです。

報告は以上です。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしました追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 14日の区域協議会で出た話ではありますが、干ばつにより、特に高齢者で農業をやめる方が増えることが懸念されます。果樹を切ったり、遊休農地になる前に農協なり市でアンケート調査等を行い、状況を把握いただくよう報告いたします。

議長 担い手が高齢化していることは、どこの地区でも問題となっている。事務局でなにかありますか。

農地係長 ただいま発言いただきました内容につきましては、市の農業振興室に情報提供させていただきます。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 （会長職務代理よりあいさつ）

慎重審議ありがとうございました。これで第14回総会を終了いたします。

（午後4時）

平成30年8月17日

これは、福島市農業委員会第14回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 3番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 15番 \_\_\_\_\_